

鶴ヶ島市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年10月25日

鶴ヶ島市監査委員 瀧 嶋 邦 夫

鶴ヶ島市監査委員 高 橋 剣 二

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査）

3 監査の対象

特定非営利活動法人 虹の架け橋

4 監査の着眼点

令和5年度において市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況が関係法令等に基づき適正に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

提出された監査資料を精査するとともに、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所 庁議室

日程：令和6年10月4日

7 監査の結果

1 から 6 までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、交付された補助金は目的に従って適正に執行され、事業も計画に沿って実施されており、出納その他の事務の執行も適正に処理されていると認められた。

今後も、適正な事務執行に留意し、事業の円滑な運営と児童の健全な育成に努められるように期待する。

8 団体概要

別添のとおり

団体概要

- 1 名称 特定非営利活動法人虹の架け橋
- 2 所在地 鶴ヶ島市太田ヶ谷 8 8 4
- 3 設立目的 放課後健全育成事業の運営を目的とする。
- 4 設立日 昭和 6 2 年 1 0 月 1 日 設立
- 5 運営方針等
 - (1) 事業所は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図る。
 - (2) 放課後健全育成事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、児童福祉施設、利用者の通学する小学校その他の関係機関との密接な連携に勤めるものとする。
 - (3) 事業の実施にあたっては、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって差別的な取扱いをしてはならない。
 - (4) 事業の実施に当たっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
 - (5) 前 4 項のほか、児童福祉法及び鶴ヶ島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例その他の関係法令等を遵守し、放課後児童健全育成事業を実施するものとする。
- 6 職員数

理事長	1 人	理事	4 人	監事	2 人
主任支援員	1 人	支援員	6 人		
- 7 登録児童数

1 年生	2 6 人	2 年生	1 3 人	3 年生	2 0 人		
4 年生	5 人	5 年生	4 人	6 年生	6 人	合計	7 4 人

※職員数及び登録児童数は令和 6 年 3 月 3 1 日現在

8 令和5年度の事業概要

- (1) 4月24日 入室、進級のお祝い会
- (2) 5月29日 防災訓練（地震）
- (3) 8月 8日 スイカ割り
- (4) 11月20日 防災訓練（火災）
- (5) 12月11日 大掃除
- (6) 12月19日 クリスマス会

9 令和5年度市補助金にかかる収支状況

収入額（円）	支出額（円）
16,955,290	16,955,290